

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

Ⅱ. 地域の絆の再生

6全国どこでも過去の診療情報に基づいた医療を受けられるとともに、個人が健康管理に取り組める環境を実現するため、国民が自らの健康・医療情報を電子的に管理・活用するための全国レベルの情報提供サービスを創出する。また、匿名化されたレセプト情報等を一元的なデータベースとして官民で集約し、広く医療の標準化・効率化及びサービスの向上に活用可能とする。

施策の推進にあたって取り組むべき課題、留意すべき点

全国どこでも過去の診療情報に基づいた医療を受けられるという事は医療を受ける側、医療を担う側の双方にとって意義があり素晴らしい発想と思われるが、課題としてそれを現実的実施するには先ずは医療を受ける側、提供する側、全ての国民が健康に対する基準、いわゆる健康に対するモノサシが必要と思われる。患者と患者間、患者と医療者間、医療者と医療者間で共通の基準を設け、周知及び教育を要するものとする。

例えばWHOによるSIインデックスは健康を0、障害・依存を-1と数字コードで大別し、その0から-1までの間に促進とコントロールの範囲を0、1、機能維持を2、3、機能修復を4、5、6、機能の一時的喪失を7、機能のリハビリテーションを8、9と細分したものを定義している。このような基準を医療を受ける側、提供する側の全国民がどの程度理解しているだろうか？このような定義なしに過去の診療情報に基づいたという事だけで進めていくのは非常に危険な事だと思われ、また医療はデータだけでは安心安全には施行され難いことは留意すべき点である。

また、医療の標準化・効率化及びサービスの向上に関してはレセプト情報等の利用では根拠は不十分であると思われる。医療の介入によりもたらされると推測される生涯に関わる価値と過誤の可能性、介入時・介入後・非介入時のそれぞれの場合の疼痛や不快感や介入後・非介入時のそれぞれの場合に必要な資源・労力及び治癒機転などの要素が考慮されるべきである。また、治療するか否かの適応の基準、治療の質、治療の量、治療の所要時間という治療に必要な4つの要素などに基づいて判断されるべきである。よってこれらの評価基準を設けることが課題と思われる。

以上

1. 団体としてコメントいたします。
2. 団体名： 株式会社いわきテレワークセンター
3. 連絡先：[住 所]

[電話番号]

[メールアドレス]

4. 意見

『重点施策』のうち「地域の絆の再生」の中に、テレワークによる地域の活性化支援の促進という一項目を是非加筆していただきたい。

- ①「地域の絆の再生」の参考資料には、「高齢社会の本格化を踏まえ、高齢者の就労・社会参画を促進し、独居高齢者の安否を家族等が確認し、在宅医療・介護等において必要なケア情報を提供すべく、情報通信技術を積極的に活用する。」とあり、その具体的な施策に「テレワークの推進」が取り上げられております。ここでは、「子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性や高齢者、チャレンジド等に対し、テレワークの普及・啓発に向け、教育訓練費用に対する助成、在宅勤務雇用を行う事業主への助成金・奨励金の支給等の包括的な支援策を実施。」という内容が指摘されております。
- ②この記述はテレワークによって地域を活性化しようと挑戦を続けている当社のような地域型テレワーク推進企業にとっては、誠に勇気づけられるものであります。是非とも、積極的な推進を期待しております。
- ③また、さらに付け加えていただきたい点は、テレワークという人を軸とした地域活性化施策は、地域の課題解決のため大きく幅広く貢献するという点です。例えば、重点施策の中の（２）地域の絆の再生の中の幾つかを例にとって見てみます。

●重点施策の一番目「過去の診療情報…」の項では、「また、匿名化されたレセプト情報等を一元的なデータベースとして官民で集約し…」というワークの側面が指摘されていますが、これは在宅で働く主婦や高齢者などを動員した地域での総合的なテレワークにより具体的な実現が可能かと思われます。

●二番目の「高齢者の就労・社会参画を促進し…」という項では、高齢者等の社会的弱者にさらに高度な ICT 教育を実施し、そのスキルを活用して就労を促進するには、自宅で働くことができるテレワークというワークスタイルが欠かせないものと考えられます。

●最後に、四番目の「地域の文化・観光・物産情報等のふるさとコンテンツの制作・発信等を推進…」という項では、当社は、地域型 EC サイト「ふるさとマルシェ」を運営し、地域の逸品を web サイトやコミュニティサイトを活用して外部に発信する実験を試みて

おりますが、こうした地域の産品、地域文化、観光などの総合的な情報は、そのコンテンツの中身によって多くの人々に視聴されるかどうか決まることから、テレワークによる人的ネットワークの拡大を基盤とした情報の収集、編集、発信作業が展開できれば、ふるさとコンテンツの制作・発信等を推進する有力な方法になるものと考えられます。

以上のことから、重点施策の「地域の絆の再生」の本文の中に、是非、地域活性化とテレワークの推進という一項目を加えて頂ければ幸いです。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

(2)地域の絆の再生 へ以下のものを入れていただきたい

○医療・福祉領域の現場の声として、患者・受益者の安心・安全が脅かされ、かつ、医師、看護師、介護士などサービス提供者の執務環境の劣悪化という深刻な状況にある状況を回避するため、喫緊の課題として、診療行為・治療行為・福祉実務そのものの生産性向上、負担軽減を果たすため、通信速度がGIGAビット化した赤外線通信技術等を機器に接続し、データの即時活用ができるようなシステム(メーカーや機器の種類、データ量の大小を問わず)を構築して共用化・標準化する。

これにより、医療等の現場で責任者が考えるような組み合わせを行うことが出来るようになり、その結果、患者等に合った活用すべき様々な機器が対象者から取得する診断データを即時に活用できる環境が作れるようになり、①実務現場での活用機器相互間のリアルタイムでの連携作動(心拍数が一定値を越えたら、即座に点滴の量を増やすようにするなど)を可能とする、②医師などによる単一端末での診断装置からくるデータ相互間関係についての目視確認を可能とすることで、治療装置の活用上の確認行為(内視鏡手術を行いながら1つのモニターで心拍数と体温変化とエコー画像を確認するなど)が容易化する(医療現場のコクピット化)、③遠隔リアルタイム治療の実現に向けた取り組みの具現化への第一歩となったり、④医師などによるカルテ作成業務においてデータ取り込みが容易になることでの時間短縮化が図れたり、といったことが可能となる。

(理由)

現在、当戦略の骨子案に記載されている、医療・福祉領域におけるレセプト、オーダーリングシステム等のIT化、カルテ・医療情報等の標準化については、あくまでも患者が病院にかかる際の過去の履歴確認の迅速化に資するものであったり、事務処理(医療・福祉行為のあとの)の間接的な省力化であって、医療・福祉従事者や患者となる国民が求めている安心・安全につながる医療・福祉の現場での実務における真の生産性向上、負担軽減に資する情報通信技術の活用については対応可能な技術的要素が開発されたことにより実現可能となっているが未だ置き去りにされてきている。

よって上記のような提案が現在でもできることとなっていて、かつ、喫緊の課題として取り組むべきであると言えるところ。

これにより、社会問題化している医師・看護師不足などの問題を引き起こす根本原因でもある、患者などへ降りかかる医療リスク(初期動作の遅れによる致死リスク、短時間での処理に追われることにより発生するヒューマンエラーリスク)の回避に資するものとなったり、自身への過剰負担(常に気を抜けば発生しうる医療リスクと向き合う負担、医師を含めた医療・福祉従事者への慢性的な過剰労働感)によるストレスの軽減にもつながったりすることとなることが期待される。

これは、患者の立場、医師の立場双方にとっての放置できない喫緊の課題であると言える

なお、科学技術開発のこれまでの取り組みにおいては、提案にあるような共有化・標準化するシステムを考えずに、それぞれの開発の中で、2つの機器を相互に連動して使えるようにするものは行ってきたが、一点ものの開発に過ぎず、他に広がることはなく、また、この連動のための作り込み費用も開発費で多くの割合を占めることとなってしまうていた。このシステムを国費で構築して共有化・標準化することができれば、後はそのシステムで動くような赤外線通信システムと赤外線ポートを機器側でつけるだけで連動させるための開発費をかけずにすむこととなるので、これから治療機器、診断機器の開発を進めていく上で大変に重要な要素ともなる。

また、この共有化・標準化のシステムを日本の技術の活用で実施できることでもあるため、日本発の国際標準とすることも成長戦略的にも重要となってくるといえる。

以上

1. 団体としてのコメントです。
2. 団体名：社団法人日本テレワーク協会 女性とテレワーク部会
事務局 [住所] [電話番号] [メールアドレス]
3. 連絡先：[住所] [電話番号] [メールアドレス]

4. 意見

『3. 重点施策 (2) 地域の絆の再生』についてのコメント

『戦略の3つの柱と目標』の(2)地域の絆の再生の中で、「暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現するため、すべての世帯でブロードバンドサービスの利用が実現する「光の道」の目標年限を設定する」としている。また『3. 重点施策 (2) 地域の絆の再生』では、「情報通信技術を活用して①双方向でわかりやすい授業の実現等で21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える」となっている。教育における情報通信技術の活用という観点から見ると、情報通信技術は学校ばかりでなく企業や家庭にとっても非常に重要な役割を果たすと思われる。最近では企業に勤務する女性が出産後に退職せずに育児休業を取得し、その後職場に復帰するというケースが増えてきたように思える。このことは、女性本人にとっては就業の継続、また企業にとっては人材の維持・確保という面で双方にメリットがある。更に、改正育児・介護休業法により休業中の育児休業基本給付金の見直しも実施されている。しかし、育児休業中の女性にとって一番の不安は、職場復帰後にスムーズな仕事の遂行が可能かどうかという点にある。企業としても、職場復帰後には休業前と同じレベルの業務遂行を女性に期待している。そこで、育児休業中に、職場復帰後にスムーズに業務を遂行することが可能となるような「ならし教育」ができることが望ましい。この「ならし教育」は所定の時間をフルに就業する形ではなく、育児休業基本給付金を取得しながら、自宅で復帰後の業務についての訓練ができるという仕組みとしなければならない。雇用主である企業としては、育児休業中に職場復帰のための部分在宅勤務が可能な企業内における制度づくりと、こうしたならし教育を可能にする仕組みを改正育児・介護休業法の中に位置付け、更なる在宅勤務の普及を図ることが必要と思います。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

地方の市役所で情報システム管理とブロードバンド拡大を担当しております。

新戦略骨子について2点意見を述べさせていただきます。

まず、真っ先に取り組むべきは、最も近くで国民の日々の暮らしを支える市町村業務について、電子化によるコストや人的負荷の軽減を「抜本的」に図ることであり、抜本的とは、市町村の基本的業務について、骨子にも触れられている「標準化」を推し進め、早期にクラウドサービス化することと考えます。そのためには、国は、これまでのような呼び水やかかけ声だけではなく、標準化からサービス構築までの具体的支援を行うとともに、クラウドサービスの利用を市町村に義務づけるなど、行政コストの無駄の徹底した排除と、安全で安定した行政運営を国全体で行う基本姿勢を示し、これまでほとんど感じられなかった電子行政の恩恵を国民が実感できるよう取り組みすべきです。

2点目は、暮らしに密着した情報をすべての世帯で利用できるというビジョンが文言でうたわれていますが、インターネットは無縁と考える高齢世帯の多い地方などは、これを具体的にイメージすることはできません。そこでたとえば、地デジで普及したデジタルテレビをインターネット端末として利用し、高齢者も使い慣れたテレビで、茶の間から地域の情報に自在にアクセスできる、地域がテレビに向けて自在に発信できるといった、電子化された社会を誰もが絶えず身近に感じられる環境づくりを「光の道」と同時に実現させるべきと考えます。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人

2. 氏名／団体名：非公開

3. 連絡先：非公開

4. ご意見：

(1)国民本位の電子行政の実現 について

- ・ 週7日間24時間を前提とされていますが、利用頻度が高いものに限定しているといえども、必ずしも週7日間24時間を前提とする必要はないと思います。費用対効果を鑑みたくえて、適切なサービス時間を設定することが望ましいと考えます。
- ・ 行政サービスへのアクセシビリティの向上については、デジタルによるサービスが拡大する中で、障害者が取り残されることのないよう、音声により情報の入手ができることも盛り込んでいただいた方がよいと考えます。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人

2. 氏名／団体名：非公開

3. 連絡先：非公開

4. ご意見：

1.重点施策の中で特に優先的に取り組むべきものは何か。

とくに重点政策1. 2. 3. 4

2.各重点施策についてそれぞれどのような目標・スケジュールを設定して取り組むべきか。

重点政策1については、ただちに、いますぐにでも。

重点政策2についても、ただちに、いますぐに。

重点政策3についても、ただちに、いますぐに。

重点政策4についても、ただちに、いますぐに。ただし、現 CIO は、補佐官とともに全員交代。

理由は、自民党政権のものであり、いままでなにもできてなかったから。

3.各重点施策の推進にあたって取り組むべき課題、留意すべき点は何か。

●すべて、国民の立場にたって、お上意識を捨てること。

●必ず施策の策定実行には、御用学者や利益圧力団体の代表ではなく、現場の利用者や意見書提出者国民を多数参加させること。

●官と民の権限バランスを見直すこと。(官は権限を手放さなければ、IT 化は何も始まらないこと。)

●現場を必ず見て、現場の利用者の立場になること。

だいたい、いまだに ADSL も光もケーブルも通じていない地域が関東地区でさえ存在するのに、なにが電子政府だ新戦略の策定だと、ちゃんちゃらおかしくなってしまう。

●一日も早く登記識別情報制度を廃止しなければ、登記オンラインはこれ以上の発展は望めないこと

以上を宣告する。

4.その他

●とくに法務省は、オンライン利用率ばかりを気にして、実態の登記オンラインの現場をまるで見ていない。

●日々登記の現場で、オンラインを利用しているのは司法書士や調査士である。このことをわすれて、現場を知らない腰掛民事局の裁判官役人が作った法律の

ために、この 5 年間ほんとに困っているのだ。なかでも、オンラインのために導入した登記識別情報制度がオンライン政策の元凶であることは、もはや周知の事実である。

- 一日も早く登記識別情報制度を廃止して、登記オンライン政策を組みなおすべきだ。わけのわからん法律をつかって、しらんぷりの民事局官僚に、虚偽の立法事実で騙されることのないように、現場の利用者がかならず、立法担当者の主導となるべきである。
- 登記識別情報制度を廃止せずに、法務省が新オンラインシステム開発に着手していることはご承知のことと思うが、これをストップさせれば、予算は 50~200 億も削減できるにもかかわらず、先の事業仕分けで、またしても、法務官僚に騙されてしまった。
- IT 戦略本部も、財務省も、結局、法務官僚から検察捜査をちらつかされて、怖がっていないで、どうどうと法務省のやっていることは、間違っている！と主張し、IT 政策の真の担い手は IT 戦略本部であるという、自負をもって主導してほしいものである。
- 登記識別情報制度を廃止しなければ、国家基盤情報が全部アクセントリアに垂れ流されて、日本の国家情報がすべて、アメリカの食い物にされ、個人情報も全部アメリカに管理されることになる。
- シールが剥がれるとか剥がれないとか、世界中の笑いものになるような制度は、日本にとって国辱的な制度であることは、私がいうまでもない。国家の威信をかけて阻止すべきである。
- 今一度いう。一日も早く登記識別情報制度を廃止しなければ、登記オンラインはこれ以上の発展は望めないことを宣告する。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：団体
2. 氏名／団体名：株式会社イソップ
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

「日本の将来を明るく維持するために」

政治経済に関する難問を確実に解決する知見として、私どもの、情報技術安全保障システム、略称「ITSS」が米国、シンガポール、中国で特許査定され、遅まきながら、日本特許も最終的な字句修正を済ませました。

日本特許庁への特許出願：PCT／JP2004／015483 米国特許：US PAT. 7 542570

当特許は、一本の木に例えれば「樹幹的」であり、かつ、「地球的」規模です。

経済専門家の試算では、日本だけでも、経済的効果は、数十兆円の規模に成ると言われています。

このような、巨大な長所を有する特許ですから、私どもが出願時に期待した事業範囲を超越した新規事業が、既に、100通り以上も考えられています。

しかし、私どもはあまりにも弱小で、社会全体を活性化させる余力がありません。

そこで、多くの個人を含む産・学・官の協力を得て、当特許の公的性格部分を「社会全体の共有財産」に変えたいと念じています。

このため、私どもは、当特許活用範囲の内、公的要素を有する諸事業の公的認証手数料が、公的であることが重要であるがゆえに、国庫に直接流入する手段を考えました。この公的部分の特許実施権をも、何処かの民間企業に委ねれば、類似の事業者が対抗気味に乱立して互換性を阻害するか、独占に拠る不公平が噴出するか、いずれにしても、「公」の文字が使えない負の事態が予想されるからです。

経済専門家の試算では、日本だけでも経済的効果が数十兆円規模にも成ると言われているのですから、「ITSS」の公的利便性を普及させる為の法的処置を早急に講ずれば、『国庫金の不足を消費税率のアップで賄う。』うと言った、国民が忌み嫌う考えに行政立法関係者が心を痛めることなく、確実に国庫収入を増加させることが可能です。

米国や中国で逸早く特許を認められたのは、ここのところに注目された結果だと思っています。

この公的利便性普及対策の一例として、当特許の理念に沿った拡張応用例として、「税務会計の暗号化送受信システム」が、既に、日本特許取得の為の最終的な字句

修正を済ませるところまで来ています。

「税務会計の暗号化送受信システム」は、国家予算・決算の透明性と敏速性によって、結果として国民に至福をもたらす財務省関連の、早急に知財化を図るべき知見です。

同様なことを、厚生労働省関連で行えば、国民は健康や年金や就労等々で安心できます。

国土交通省関連で行えば、国民は交通や地震津波気象災害等々で安心できます。

外務、防衛はもとより、他の省庁関連も、特に、経済産業省、総務省関連で、「ITSS」に拠り、国民は多大な安心を得られます。

当特許が実用されれば、既存の情報セキュリティ技術では、夢・幻でしかなかった「物」「事」までもが、当特許の世界に類例を有さない多くの長所に拠って、既存のシステムの長所を破壊することなく、限りなくリアルタイムに短所を補足することで、脆弱だった民間知財も確実に保護されます。

また、「ITSS」は、一般には犯罪行為とは認識されていない、従って、情報技術安全保障において、対策が最も厄介な、「企業内部情報漏洩」を根絶できる世界唯一の知見でもあります。

当特許活用新規事業は、日本だけでなく、地球規模で行うことで、更に意義有るものに成ります。

インターネット時代の情報通信は、送受信地点が共に日本国内であっても、情報の中継地点の幾つかが国外であることは常識です。そして、インターネットは、ハッキング、クラッキングの巣窟です。

従って、現在、地球規模で注目されている「クラウドコンピューティング」を安心安全に活用する為に、私どもの「ITSS」が絶対不可欠な知見なのです。

世界的に著名なM社とV社が「提携して」全世界に対して、更なる君臨を企図しています。

しかしながら、「提携」である限り、この「提携」に関する二社の思惑のずれから、いつか必ず、想定外のトラブルが発生します。

このM社とV社の企図を粉碎し、トラブルを未然防止することが「ITSS」開発の主目的でした。

この意味において、米国大統領の、2009年5月29日の「サイバーセキュリティ政策」に関する発言は、私どもの「ITSS」が、世界に先駆けて、米国で取得できたと全く無関係ではないのかも知れません。

実際、当特許活用に拠る新規事業または特許権譲渡の可能性を打診して来るのは、米国系の、コンピュータ・半導体、IT関連企業ばかりです。

見方を変えれば『世界的に著名ではあっても、これらの企業には、私どもの「ITSS」に対抗できるだけの、有力な知見・知財が無い。』とすることができます。

つまり、『日本企業が、まっ先に、私どもの「ITSS」特許応用実施権を取得すれば、著名なM社やV社をも子会社化することも可能。』とも言い得るのです。

私どもは国粹主義者ではありませんから、日本では不可能でも、世界の何処かで可能ならば、日本の政治経済状況が全く変化しないのであれば、日本脱出をも視野に入れなければならないかも知れません。

私どもは、私どもが、『世界的な新規事業のノウハウ供給センターになれば尚更良い。』との思いのもとに更なる努力をします。

しかしながら、事態は日々刻々流動しています。それゆえ、日本の将来を決定付ける政治経済の実力者の皆さんにも、尽力をお願いしたいのです。何とぞよろしく。

「ITSS」の、世界に類例を有さない優れた技術的特徴については、インターネットで「情報技術安全保障」「暗号 公証」「ITSS 特許」を検索していただければ、トップページのトップに、ホームページアドレスが表示されます。

以上

個人としてのコメントです。

[Redacted]

[Redacted]

TEL : [Redacted]

E-mail : [Redacted]

『3. 重点施策 (1) 国民本位の電子行政の実現』についてのコメント

『3. 重点施策 (1) 国民本位の電子行政の実現』の中に、「電子行政の推進に際しては、費用対効果が高い領域について集中的に業務の見直し（行政刷新）を行った上で、共通の情報通信技術基盤の整備を行う。クラウドコンピューティング等の活用や企業コードの連携等についても、その一環として行う。」とあります。この点については、基本的には積極的に推進して欲しいと考えますが、電子行政の推進にあわせて、行政職員の働き方も同時に変革していかなければならないと考えます。行政事務の効率化をはかり、同時に行政職員のワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、働き方をよりフレキシブルなものとしていくことが必要と思われま

す。欧米先進国では、中央政府や地方政府においても、在宅勤務などのテレワークを積極的に導入し、業務の効率向上や職員のワーク・ライフ・バランスの実現、さらには環境問題への貢献（CO₂ 排出量の削減）を実現しています。アメリカの連邦政府や州政府におけるテレワークの実態をとりまとめた資料（「アメリカ連邦・州政府のテレワーク」、2010年4月）を添付いたしますので、参照下さい。

こうした観点から、『3. 重点施策 (1) 国民本位の電子行政の実現』の中に、「政府及び地方自治体においても、テレワークを含むフレキシブルな働き方の導入を積極的に推進することで、行政の効率化をより一層進める」といった表現を追記していただきたいと考えます。

以上